

全国消費実態調査 匿名データの作成の概要

「匿名データの作成・提供に関するガイドライン」（平成21年2月17日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）の匿名化処理基準に準拠した匿名化処理を適用し、二人以上の世帯及び単身世帯のそれぞれについて世帯を等確率で約80%抽出して作成しています。

なお、集計用乗率を利用する際には、1.25倍する必要があります。（匿名化処理の対象となっている世帯を削除しているため、公表結果と一致しません。）